

2018 北海道最賃情報

2018年10月1日〈No. 5〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

北海道最低賃金は 「10月1日から835円ですヨ」 周知街宣を実施

北海道地域最低賃金が10月1日から25円引き上げられ835円に改定されることから、連合北海道と連合北海道石狩地域協議会は同日、札幌駅西口で最低賃金の周知街頭宣伝行動を行い、マイクで「最低賃金は今日から835円です」等と市民に呼びかけると共に、連合組合員が交差点に立って市民にチラシを手渡し周知を図った。

道民に広く周知するために実施したもので、道内主要地域でも周知街宣が行われている。

北海道労働局が8月に公表した最低賃金の履行確保を図るために今年1月～3月の間に実施した監督指導結果によると、監督指導した819事業場のうち、最低賃金額未滿の賃金で労働者を雇用していた事業場は97事業場で違反率は11.8%、前年度比1.5ポイント増加している。

また、最低賃金額未滿で雇用されていた労働者数は245人で、監督実施事業場の全労働者に対する割合は2.9%。最低賃金額未滿の賃金で雇用されていた労働者のうち、パート・アルバイトが161人と全体の65.7%を占めていた。

この日の周知街宣でも連合北海道の齋藤副事務局長、山田組織労働局長、石狩地協の光崎副事務局長が、「自分の賃金がいくらになっているか、今月の給与明細をしっかりとチェックしてほしい」と道行く市民に呼びかけた。



10月18日、19日に最賃集中電話相談ホットラインを開設

連合北海道は10月18日、19日に最賃改定と履行確保に関する集中電話相談ホットラインを開設し、電話相談を受ける。連合北海道と各地協事務局で実施し、時間は10時から19時まで。電話番号は0120-154-052